

平成24年 4 月 1 日告示第26号

## 改正

令和 3 年 3 月 30 日告示第52号

令和 5 年 5 月 22 日告示第83号

## 益城町公の施設のあり方検討委員会設置要項

(設置)

**第 1 条** 町が設置する地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第 1 項に規定する施設（町立小中学校、町立幼稚園及び町立保育所を除く。以下「公の施設」という。）のあり方に関する事項を検討するため、益城町公の施設のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第 2 条** 委員会は、次の事項について審議し、答申する。

- (1) 町長から諮問された公の施設のあり方に関する事項
- (2) その他町長が公の施設のあり方に関して必要と認める事項

(組織)

**第 3 条** 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱した原則10人以内の委員をもって組織する。ただし、町長は必要に応じて委員を増員することができる。

- (1) 町議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 地域住民の代表者
- (4) 公募により選ばれた者
- (5) その他町長が適当と認める者

(委員の任期)

**第 4 条** 委員の任期は、委嘱した日から第 2 条各号に規定する事項について、町長に答申した日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

**第 5 条** 委員会に会長を置き、会長は、委員の互選により定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

**第 6 条** 会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会議は、必要があると認めるときは、議事に関係ある者に出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

**第7条** 委員会の庶務は、企画財政課又は公の施設を所管する課において処理する。

(雑則)

**第8条** この要項の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

**附 則**

この要項は、告示の日から施行する。

**附 則** (令和3年3月30日告示第52号)

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則** (令和5年5月22日告示第83号)

この要項は、告示の日から施行する。